

令和6年度 第1回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和6年6月6日(木) 午後3時45分～午後5時15分
開催場所	市長応接室、入札室
出席者	委員長 楠井 嘉行 (三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)) 委員 伊藤 久美子 (三重県私学協会専務理事/博士(法学)) 委員 横山 賢 (前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士) 委員 鏡 大介 (税理士)
	(意見書提出時) 市長 竹上 真人 副市長 近田 雄一 副市長 永作 友寛
事務局	総務部長 池田 検査指導係長 稲森 契約・検査担当参事 野邊 契約担当主幹 長崎 契約監理課長 池内 契約係主任 杉 検査指導担当主幹 茨木
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和5年度入札制度及び運用に関する意見書」について ・市長への意見具申 ・今年度の開催予定について ・次回開催日及び抽出委員の選定について

委員会	松阪市
●「令和5年度入札制度及び運用に関する意見書」について (市長応接室)	
<p>「令和5年度入札制度及び運用に関する意見書」を本日提出する。今回は17回目の意見具申となる。</p> <p>まず、本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われました。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様にはお見舞い申し上げます。三重県においても近年高い確率で南海トラフ地震発生が予測されていますので、改めて、地震等非常事態に迅速に協力いただける地域建設業者等の育成の重要性を認識したところです。</p>	

新聞報道等でお見掛けしておりますが、本市におかれましては、竹上市長の強力なリーダーシップのもと、6 隊もの緊急消防隊派遣や継続的な避難所運営支援など、過去最大規模の被災地支援が行われており、市長の実現力には、ただ、ただ、驚くばかりです。またこういった経験が、本市の財産になることを期待いたします。

さて、意見具申に戻りますが、

景気は、このところ足踏みもみられますが、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、ウクライナ・中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。さらに、令和 6 年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があります。

このような中、政府は 30 年来続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取り組みを加速させるとしています。また、令和 6 年能登半島地震の被災者の生活、なりわいの再建をはじめ、被災地の復旧・復興に至るまで、予備費を活用し切れ目なく対応するとしています（令和 6 年 3 月 25 日内閣府月例経済報告書より）。

本市は、新型コロナウイルス感染症を乗り越え経済復帰を見据える中、令和 6 年度については、歳入に大きな伸びが見込めず、また、歳出では扶助費や人件費の増額により、非常に厳しい財政運営が続くものと思われます。そのような中、市民の生活をより良くするため、そして地域が持続可能な未来に向けて前進するために引き続き、防災・減災対策や道

<p>路等の整備、地域との協働や公民連携の取り組み、デジタル技術の活用等を進めるとともに、新たな総合計画を策定する時には、一度立ち止まって現状の政策や施策を見直し、それらを「再定義」することで新しい発見や目的を見いだすことを発表されています。</p> <p>一方、国土交通省が行った価格動向調査（令和6年3月1日～5日現在）による現在及び将来（3か月先）の資材価格は、生コンクリート、鋼材、木材など7資材13品目のすべてにおいて、価格動向は「横ばい」、需給動向は「均衡」、在庫状況は「普通」となっています。急激な価格上昇等は終息状況にあるものの、依然として資材高騰が続き、工事価格を押し上げている状況にあります。また、人材の確保などさまざまな課題がある中で、社会資本の整備を目的とし、とくに防災・減災、国土強靱化に伴う災害対策をはじめとした公共工事は今後も継続的な実施が求められます。</p> <p>このような状況を踏まえつつ公共工事は、最少の予算で最大の効果を確認しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要があります。当委員会では本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ねてきました。令和3年4月及び令和5年3月には最低制限価格をはじめとした入札制度の改正が行われましたが、今回、令和5年3月改正後を中心に、そのとりまとめを意見書として本日提出する。</p>	
<p>●市長への意見具申</p>	<p>(市長応接室)</p>
<p>委員会</p>	<p>市長</p>
<p>「令和5年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき、「入札制度改正後における落札率の検証」、「総合評価落札方式」、「工事の平準化」、「週休2日制工事」などについて委員長等から説明。(以下抜粋)</p>	

●入札制度改正後における落札率の検証

本市の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、「公契連」という。）の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出されてきました。令和4年3月に公契連モデルの経費算出率が改正されましたが、本市では令和5年3月に最低制限価格算出率の改正とランダム係数の廃止が行われました。これらによる、当該制度の改正前と改正後の平均落札率を算出し比較しました。

令和4年度と令和5年度の比較では、工事は2.2ポイント増（89.9%－87.7%＝2.2ポイント）、業務委託は0.2ポイント減（80.7%－80.9%＝△0.2ポイント）の落札率でした。業務委託では、ほぼ横ばいの状況でしたが、工事では、諸経費率改正（一般管理費等算出率 0.55%→0.68%）と併せ、ランダム係数の廃止により、2.2ポイント上昇し、改正の効果が発揮されたと思われます。また、公契連の計算式をもとに最低制限価格を算出していることから、引き続き同モデルの改正を注視するとともに、他県や他市町の状況も調査した上で、制度改正も含む研究等が引き続き必要と考えます。

●改正後の低入札価格調査制度（総合評価落札方式）における落札率の比較

同制度の当初の目的は、最低制限価格の設定上の課題となっていた予定価格算出率のくじ引き次第で安価な応札を無効とし、高値の応札者との契約締結を余儀なくされる契約案件を削減するとともに入札不調案件の発生を抑制し、円滑な契約締結を図る目的で設定された制度でした。

改正前は、設計金額1億円以上（税込）の建設工事において「低入札価格調査制度」による発注を行っていましたが、令和5年3月から同制度は、「総合評価落札方式」のみに適用されることになりました。

なお、総合評価落札方式は、制度の性質上



令和5年度は入札制度改正の初年度であったが、その結果については概ね改正の効果はあったのではないかと感じている。

今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築と改善に向け、引き続き、入札結果については注視していきたい。

「最低制限価格」を設けることが出来ないためダンピング対策の観点から低入札価格調査制度を活用しています。

前述した制度改正後の令和5年度における「総合評価落札方式」の発注案件及び入札結果ですが、全案件「調査基準価格」未満での応札、かつ、「失格基準価格」に並ぶ結果で最終的には技術評価点（総合評価値）の高い業者が落札者となっており、同方式での発注による効果は発揮されたものと考えます。

一方で、令和5年度の入札状況を見ると、参加業者が固定化されてきています。令和3年度から同方式による試行再開後、年間4件発注し、最大で12者参加がありましたが、令和5年度は平均して5者にとどまっています。この要因は、試行再開後において「技術評価点項目」が据え置かれたままであること、特に技術評価点の低い業者はあえて同方式での競争は望まないこと、また、本市の最低制限価格の算定式の改定により受注金額が上昇したことから、総合評価落札方式による参加を回避したと推測されます。この推測が正しければ、当然に一定の業者が落札する仕組みで公平性を欠く方式である疑いを持たれることを杞憂します。

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（工事成績、工事实績、技術提案など）を総合的に評価し、落札者を決定する方式です。国では、平成19年3月30日付け国土交通省総合政策局長通知において、「各地方公共団体は施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入を速やかに実施すること」としています。本市では、工事实績、工事成績などを評価する「工事成績等簡易型」で試行運用してきましたが、改めて、「技術評価点項目」の見直しとともに、受注者にとって参加意欲が湧くような魅力ある同方式の制度再構築が必要と考えます。

また、低入札価格調査制度を併用していることで、調査基準価格を下回る応札は改正前の入札状況と変化はありませんが、入札結果を確認すると、「失格基準価格」で並ぶ応札が多い状況です。三重県や他市の状況をみると、調査基準価格を下回る場合は幾つかの調査を行っていると思われませんが、本市においても積算内訳書の審査のみならず、他市同様の調査や審査等を検討・研究していただきたい。

●災害時における指名競争入札の適用

共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）（平成 17 年法律第 18 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が定められ、同法第 10 条は各省各庁の長や地方公共団体の長などは、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されています。その中でも、災害復旧は迅速な対応が求められており、「災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること」とされています。

本市においては、令和 3 年度の入札制度の見直しによりこれまでの災害時の応急復旧工事は随意契約、それ以外は一般競争入札としていたものを、発災年度と同年度に行う工事のうち随意契約を適用しないものについては指名競争入札を適用するものとされました。令和 5 年度は指名競争入札 4 件の発注を行い、「松阪市災害復旧工事等指名競争入札参加者指名基準」により 6 業者を選定し入札を実施されています。開札結果においては、すべての案件で辞退者もなく競争性は確保されていると思われます。引き続き、指名業者選定においての公正性・透明性などの確保に努めるとともに、入札結果においても談合などの疑いを持たれないように注意していただきたい



と思います。

●当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

(1) ランダム係数の廃止と入札結果について

当委員会がこれまで指摘した意見に基づき、令和5年3月に電子入札システムの更新を機に入札制度改正が行われました。改正以前は、ランダム係数を掛けることで、同価格での入札を防ぎ、くじ引きを回避してきた利点がありました。しかし、その一方で、ランダム係数が高く設定された場合、最低制限価格を下回る幾つかの応札額が失格となり、高い応札額業者と契約締結せざるを得なくなる事例が発生していました。ランダム係数を廃止することで、令和5年度は最低制限価格で入札者が並び、電子くじによる落札候補者を決定することが多数見受けられました。くじ引きによる落札は適法であるものの、その件数が多くなると適切かどうかという視点もあります。しかし、高額の応札者との契約が減少したこと、電子くじが導入されたことにより、迅速かつ機能的に公平に落札者を決定できることはひとつの改善策と考えます。入札結果については引き続き注視していただきたいと思います。

(2) 建設業における週休2日制工事と労働時間の上限規制について

政府は平成30年3月、「働き方改革実行計画」を策定しました。時間外労働の上限規制については、建設業に対し改正労働基準法施行から5年間の猶予期間が設けられたが、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用されることとなりました。週40時間が法律で定められた労働時間の限度となりますが、労働基準法第36条に基づく協定(いわゆる36協定)を事業主が締結したとしても

週休2日制であるが、基本的に建設現場は雨天時には休工となり、請負契約により工事に携わっている一人親方にとっては成果がなくなるため、収入がなくなる。そのため、土日に現場作業を行おうとすると現場を管理する人がその場にいる必要がでてくる。一部では一人親方を正社員として雇用するような流れも出てきているが、実態として建設業における週休2日制実施の難しさがあると感じている。

「月 45 時間・年 360 時間」が時間外労働の上限となります。上限規制は、災害の復旧や復興を目的とした事業を除き、建設業すべてが規制の対象であり、特別な事情があって具体的な取り決めをしない限り時間外労働は「月 45 時間・年 360 時間」以内となります。

建設業の働き方改革を実現するために個々の建設企業や建設業全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取り組みが必要です。下請契約においても、請負契約における取り組みと同様、週休 2 日をベースとし、建設工事に従事するすべての者が時間外労働の上限規制をクリアできるよう、元請・下請双方が十分に協議の上、適正な工期を設定したうえで取り組むことが重要です。品確法においては受注者の責務として適正な工期等を定める下請契約の締結や公共工事の実施のための労働環境の改善などが、また、発注者の責務として公共工事に従事する者の労働時間やその他の労働条件が確実に確保されるよう適正工期を設定することがそれぞれ定められています。

本市におかれても、地方公共団体として範をなす意味でも、建設業における週休 2 日制工事や労働時間の上限規制を実現できる環境づくりに向け、適正な工期の設定や工事の平準化などの取り組み拡大を、より積極的に進めていただきたいと思います。

(3) 工事の平準化について

工事の平準化については、品確法による発注者の責務についての指針も出されています。本市においては、令和 5 年度も債務負担行為を設定し、道路維持修繕工事などについて早期着手していますが、更なる取り組みを検討いただきたいと思います。

図 4、図 5 は令和元年度から令和 5 年度の四半期ごとの工事発注件数と発注割合を示しています。国や県が推進する工事の平準化に

工事の平準化のためには、「早期発注」に努める必要があるが、国の補正予算が例年、年末年始にずれ込んできており、市発注課の繁忙期と重なってくる等、構造的な問題であると認識している。無理に早期発注をすると、通常時でも時間外勤務が多くなっている技術職員に更なる負担を強いることになり、悩ましい問題である。

については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第1四半期（4月～6月）より工事に着工できるよう求めているところです。令和5年度の第1四半期の発注件数は前年度と比較すると56件から46件に10件減少し、発注割合においても18%から17%へ1ポイント減少しています。全体的な本市の予算が減額されてきていることや現場の発注条件等により第1四半期に発注しにくくなる傾向があることは理解できないものではありませんが、前述（2）の建設業における週休2日制や労働時間の上限規制を実現するためにも、引き続き、発注件数が増加するように積極的な取り組みを検討いただきたい。また、今後においても早期発注や、繰越措置、債務負担行為をできる限り活用し工事平準化を目指すことを再度提案したいと思います。

（4）インセンティブ型入札について

インセンティブ型入札は、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、優良工事を施工した者、全工種の平均成績点が85点以上の者、災害復旧工事を2回以上受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とし、平成29年度から試行導入している制度です。

毎年5件程度の発注を行い、10社程度の入札参加者数があり、受注者からも好評を得ていたと聞いています。11ページの表6は、令和5年度の実績です。過去の発注件数と比較すると近年は少数参加で推移しています。これは、同制度に入札参加ができる災害受注工事の2回以上の実績業者が無くなり、また近年、災害等が本市において幸いにも発生していなかったために災害受注実績が増えず、入札参加可能業者の減少が顕著となっていることによるものです。

12 ページの表8には、令和4年度までのインセンティブ型入札発注実績を参考 に示しました。

インセンティブ型入札は、事業者の育成・成長にも有効であることから、状況によって柔軟に運用するなど同制度試行についてはより良い方法を検討し、引き続き、インセンティブ型入札による発注の継続を期待します。

最後に、現在日本は、気候変動による豪雨や大雪等の自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築、世界的な物価高騰、急速に進行する少子化への対応等、時代の転換点と言える様々な課題に直面しています。

めまぐるしく変化する社会情勢や経済状況の中、建設業は良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っており、その担い手を確保するためには労働者が働きやすい環境を作ることが急務です。

近年では、建設業においても、適切な賃金水準の確保や安定的な仕事量の確保、週休2日制工事の拡大など、様々な施策が行われていますが、契約事務等の効率化による生産性向上や、女性及び若手雇用や育成等につながる事業者評価を採用するなど、様々な視点での改善や取り組みがさらに必要です。

本意見書は、本市における入札及び契約業務において、より適正な制度を確立するため公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点から意見を述べてきましたが、入札・契約状況は引き続き注視する必要があります。今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築と改善が、本市の活性化、発展につながると考えます。

また、こうした本市の取り組みが、建設業全体の長時間労働の是正や就労待遇の改善、

地震等非常事態に迅速に協力いただける地域建設業者についても従事者の高齢化が進んできており、女性や若者にとっても建設業が魅力的な職場であるということを理解いただくことも重要である。

建設業の魅力を発信するため、三重高校ダンス部と三重県建設業協会松阪支部、県土整備部が連携し、ダンス動画を作成・ネット配信している。三重高校ダンス部の生徒が、地域の建設企業の作業着とヘルメットを着用し、様々なダンスを披露するとともに、三重県建設業協会松阪支部の建設会社社長や県土整備部理事等が工事現場や港を背景にし、一緒に楽しく一体感あふれる動画とするなど、地域の建設企業をPRする内容となっている。このような新たな取り組みも大切である。

また、総合評価落札方式の評価項目についても今後は、女性や若者についての視点も取り入れていかなければならない。

市としても公契連モデルの最低制限価格を維持・運用し、それなりにきちんと収入確保できるように努力をしていくことで建設業を支えていきたい。

本日、入札等監視委員会の皆様から頂いた意見を尊重しながら、本市の入札制度の更なる研究をしていきたい。

<p>ひいては、技能労働者の処遇の向上や建設業の持続的な発展に必要な若い人材の確保につながることを期待したいと思います。</p>	
<p>●今年度の開催予定日について (入札室)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会議は、7月29日(月)(抽出対象：4月～6月)、10月28日(月)(同：7月から9月)、1月28日(火)(同：10月から12月)、3月25日(火)(同：1月から3月)に開催することを確認。
<p>●次回開催日程及び抽出委員について (入札室)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回開催日については、令和6年7月29日(月)午前10時00分からとする。 ・ 抽出委員は鏡委員。